

経済産業省

平成 23・12・19 原院第 9 号

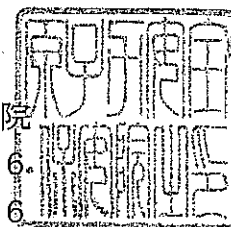
平成 23 年 12 月 19 日

金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受けた警戒態勢の強化について
(依頼)

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-2510b-11-6

NISA-268b-11-6



本日、平成 23 年 12 月 19 日に、金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受け、「不測の事態に備え、万全の体制をとること」等の内閣総理大臣指示が出されました。

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、これを踏まえた経済産業大臣の指示を踏まえ、高圧ガス又は火薬類関連の各事業者の有する施設・設備に関する警戒態勢を強化することが必要と考えます。

つきましては、当院は、高圧ガス又は火薬類関連の各事業者に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項をはじめ、各施設・設備の安全確保が有効に実施されていることを確認すること。

- ①施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止策、施錠等
- ②施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
- ③無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検
- ⑤業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止
- ⑥安全に関する情報漏えい防止及びサイバーテロ対策
- ⑦危険物の管理

2. 連絡体制の確立

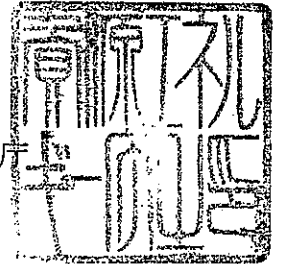
- ①各施設の現場において、警察、海上保安庁関係者との連携を密にすること
- ②不審な動きがあった場合は、警察、海上保安庁当局及び経済産業省に連絡すること

経済産業省

平成 23・12・19 原院第 9 号
平成 23 年 12 月 19 日

金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受けた警戒態勢の強化について
(依頼)

経済産業省資源エネルギー庁



経済産業省原子力安全・保安院

NISA-2510b-11-6

NISA-268b-11-6



金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受けた警戒態勢の強化について
(依頼)

本日、平成23年12月19日に、金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受け、「不測の事態に備え、万全の体制をとること」等の内閣総理大臣指示が出されました。

資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院（以下「当庁及び当院」という。）としては、これを踏まえた経済産業大臣の指示を踏まえ、高圧ガス又は火薬類関連の各事業者の有する施設・設備に関する警戒態勢を強化することが必要と考えます。

つきましては、当庁及び当院は、高圧ガス又は火薬類関連の各事業者に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項をはじめ、各施設・設備の安全確保が有効に実施されていることを確認すること。

- ①施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止策、施錠等
- ②施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
- ③無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検
- ⑤業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止
- ⑥安全に関する情報漏えい防止及びサイバーテロ対策
- ⑦危険物の管理

2. 連絡体制の確立

- ①各施設の現場において、警察、海上保安庁関係者との連携を密にすること
- ②不審な動きがあった場合は、警察、海上保安庁当局及び経済産業省に連絡すること

経済産業省

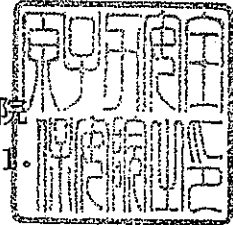
平成 23・12・19 原院第 11 号

平成 23 年 12 月 19 日

金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受けた警戒態勢の強化について（依頼）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-278b-11-11



本日、平成 23 年 12 月 19 日に、金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受け、「不測の事態に備え、万全の体制をとること」等の内閣総理大臣指示が出されました。

原子力安全・保安院としては、これを踏まえた経済産業大臣の指示を踏まえ、液化石油ガス関連の各事業者の有する施設・設備に関する警戒態勢を強化することが必要と考えます。

つきましては、原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項をはじめ、各施設・設備の安全確保が有効に実施されていることを確認すること。
 - ①施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止策、施錠等
 - ②施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
 - ③無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
 - ④不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検
 - ⑤業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止
 - ⑥安全に関する情報漏えい防止及びサイバーテロ対策
 - ⑦危険物の管理

2. 連絡体制の確立

- ①各施設の現場において、警察、海上保安庁関係者との連携を密にすること
- ②不審な動きがあった場合は、警察、海上保安庁当局及び経済産業省に連絡すること

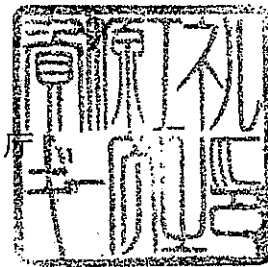
経済産業省

平成 23・12・19 原院第 11 号

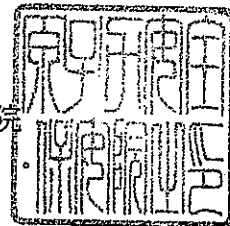
平成 23 年 12 月 19 日

金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受けた警戒態勢の強化について (依頼)

経済産業省資源エネルギー庁



経済産業省原子力安全・保安院



本日、平成23年12月19日に、金正日北朝鮮国防委員会委員長の死亡報道を受け、「不測の事態に備え、万全の体制をとること」等の内閣総理大臣指示が出されました。

資源エネルギー庁長官及び原子力安全・保安院（以下「当庁及び当院」）としては、これを踏まえた経済産業大臣の指示を踏まえ、液化石油ガス関連の各事業者の有する施設・設備に関する警戒態勢を強化することが必要と考えます。

つきましては、当庁及び当院は、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項をはじめ、各施設・設備の安全確保が有効に実施されていることを確認すること。
 - ①施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止策、施錠等
 - ②施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
 - ③無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理

- ④不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検
- ⑤業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止
- ⑥安全に関する情報漏えい防止及びサイバーテロ対策
- ⑦危険物の管理

2. 連絡体制の確立

- ①各施設の現場において、警察、海上保安庁関係者との連携を密にすること
- ②不審な動きがあった場合は、警察、海上保安庁当局及び経済産業省に連絡すること

金正日国防委員会委員長の死去に関する情報

[▲ トップページへ](#)

[トップ](#) > [金正日国防委員会委員長の死去に関する情報](#) > [北朝鮮 金正日国防委員会委員長の死亡報道に係る内閣総理大臣指示](#)

[\[English \]](#)

北朝鮮 金正日国防委員会委員長の死亡報道に係る 内閣総理大臣指示

23.12.19

12:10

1. 北朝鮮の今後の動向について情報収集態勢を強化すること。
2. 米国、韓国、中国等関係国と緊密に情報共有すること。
3. 不測の事態に備え、万全の体制をとること。